

令和8年4月から

「教員免許の手数料納付方法・問い合わせ方法」 が変わります

手数料納付方法

願書に「証紙を貼る」方式



パソコンやスマートフォンを利用した「オンライン納付」

島根県収入証紙の廃止に伴い、しまね電子申請サービスを利用してオンラインでの納付を行っていただきます。クレジットカード、PayPay、ペイジーが利用できます。

※申請書類は郵送していただく必要があります。

問い合わせ方法

来庁・電話



原則、問い合わせフォーム

窓口の混雑緩和と正確な回答のため、緊急の場合を除き、学校企画課ホームページに設置する問い合わせフォームからのご相談をお願いします。

【よくあるご質問】

Q.すでに購入してしまった「島根県収入証紙」はどうすればいいですか？

令和8年3月31日までに購入された収入証紙は、令和8年9月30日までは使用することができます。未使用の証紙については、令和13年3月31日までに所定の手続きを行うことで払い戻しを受けることができます。詳細は、島根県出納局ホームページをご確認ください。

	令和8年4月1日～9月30日(※)	令和8年10月1日以降
オンライン納付	○	○
島根県収入証紙	△	×

※令和8年9月30日までに県へ書類が到着する必要があります。

Q. 複数の免許状を同時に申請したいです

しまね電子申請サービスでは、申請1件につき免許状1枚分の申請となります。お手数ですが枚数分の申請を行ってください。県へ郵送する添付書類は全て、それぞれ原本を提出してください(重複する書類であっても写しは不可)。

Q. しまね電子申請サービスが使用できない環境の場合はどうすればいいですか？

個別の事情がある場合は、事前に免許担当までご相談ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

島根県教育庁学校企画課 人材育成スタッフ
電話:0852-22-6606
メール:menkyokanri@pref.shimane.lg.jp

詳細はホームページ(R8.3.30 更新予定)
をご確認ください

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/license/shikaku/kyoin_menkyo/menkyo-sinsei.html

